

令和5年度

第1回山口県男子既製洋服・校服・作業服製造業最低工賃専門部会

令和5年7月27日 10時00分から
山口地方合同庁舎2号館5階共用会議室

議 題

- 1 山口地方労働審議会男子既製洋服・校服・作業服製造業最低工賃専門部会運営規程の一部改正について
- 2 金額審議について
- 3 その他

資 料 目 次

資料番号	資料頁
1 山口地方労働審議会山口県男子既製洋服・校服・作業服製造業 最低工賃専門部会委員名簿	1
2 厚生労働省組織令(抄)	2
3 地方労働審議会令	3
4 山口地方労働審議会運営規程	6
5 山口地方労働審議会男子既製洋服・校服・作業服製造業 最低工賃専門部会運営規程(改正案)	10
6 山口県男子既製洋服・校服・作業服製造業最低工賃額の推移	11
7 男子既製洋服・校服・作業付記製造業最低工賃決定(改定)状況	12
8 山口県最低賃金の推移	13
9 男子既製洋服・校服・作業服製造業最低工賃 山口県最低賃金上昇率対応	14
10 家内労働委託内容(最低工賃設定作業工程解説図)	18

(参考資料)

令和4年度第2回山口地方労働審議会最低工賃関係資料一件

(※ 令和5年3月7日 山口地方労働審議会において提出済み資料)

山口地方労働審議会山口県男子既製洋服・校服・作業服製造業
最低工賃専門部会委員

五十音順(敬称略)

区分	氏名	現職
公益代表委員	うえだ ますみ 上田 真寿美	国立大学法人山口大学国際総合科学部教授
	おかむら ふみかず 岡村 文和	日本放送協会山口放送局長
	なべやま しゅうこ 鍋山 祥子	国立大学法人山口大学ダイバーシティ推進室担当副学長
家内労働者代表委員	くらしげ りか 倉重 里加	日本労働組合総連合会山口県連合会副事務局長
	ながやま ふみこ 長山 文子	UA ゼンセン山口県支部支部長
	なかもと なおき 中元 直樹	日本労働組合総連合会山口県連合会事務局長
委託者代表委員	あ の てつ お 阿野 徹生	山口県経営者協会専務理事
	くらふじ とも あり 蔵藤 共存	山口県商工会連合会専務理事
	きかもと たつ お 坂本 竜生	山口県中小企業団体中央会専務理事

厚生労働省組織令（抄）

（地方労働審議会）

第156条の2 都道府県労働局に、地方労働審議会を置く。

2 地方労働審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 都道府県労働局長の諮問に応じて労働基準法、（中略）及び家内労働法の施行並びに公共職業安定所の業務に関する重要事項を調査審議すること。

二 前号に規定する重要事項に関し、都道府県労働局長又は関係行政機関（家内労働法の施行に関する重要事項にあつては、都道府県労働局長）に意見を述べること。

三 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法、地域雇用開発促進法及び家内労働法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 （略）

4 前二項に定めるもののほか、地方労働審議会に関し必要な事項については、地方労働審議会令（平成13年政令第320号）の定めるところによる。

附 則

この政令は、平成13年10月1日から施行する。

政令第320号

地方労働審議会令

内閣は、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条の規定に基づき、この政令を制定する。

（名称）

第1条 地方労働審議会（以下「審議会」という。）には、当該都道府県労働局の名を冠する。

（組織）

第2条 審議会は、委員18人で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第3条 委員は、労働者（家内労働法（昭和45年法律第60号）第2条第2項に規定する家内労働者を含む。以下同じ。）を代表する者、使用者（同条第3項に規定する委託者を含む。以下同じ。）を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が各同数を任命する。

2 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が任命する。

3 臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

4 専門委員は、審議会の同意を得て、都道府県労働局長が任命する。

（委員の任期等）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。
- 4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 6 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 前項の委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。
- 4 第2項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
- 5 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。
- 6 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 7 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 8 審議会は、その定めるところにより、部会（その部会長が委員であるものに限る。）の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(最低工賃専門部会)

第7条 家内労働法第21条第1項の規定により審議会に置かれる専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

- 2 前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
- 3 最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。
- 4 前条第5項から第8項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。

(議事)

- 第8条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の3分の2以上又は労働者関係委員(労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものを言う。)、使用者関係委員(使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものを言う。))及び公益関係委員(公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するものを言う。))の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 3 前2項の規定は、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

(庶務)

- 第9条 審議会の庶務は、当該都道府県労働局において処理する。

(雑則)

- 第10条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この政令は、平成13年10月1日から施行する。

厚生労働大臣 坂口 力
内閣総理大臣 小泉純一郎

山口地方労働審議会運営規程

- 第1条 山口地方労働審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第156条の2及び地方労働審議会令（平成13年政令第320号。以下「審議会令」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、山口労働局長（以下「局長」という。）の請求があったとき、審議会会長（以下「会長」という。）が必要であると認めるとき又は審議会委員（以下「委員」という。）の3分の1以上から請求があったときに会長が召集する。
- 2 審議会は、前項の規定にかかわらず、その議事が諮問のみの場合にあっては、局長から会長あて諮問文を発出することをもって、会議の召集に代えることができる。
 - 3 局長又は委員は、会長に会議の召集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。
 - 4 会長は、会議を召集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び局長に通知しなければならない。
- 第3条 委員は、会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第8条第1項及び第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する会議への出席に含めるものとする。
 - 3 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。
- 第4条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
 - 3 審議会は、会長が必要であると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。
- 第5条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。
- 第6条 審議会の議事については、議事録を作成する。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が

不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 第2条から第6条までの規定は、審議会令第6条に規定する部会（以下「部会」という。）及び同令第7条に規定する最低工賃専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」、また「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答申書、建議書又は議決書をその都度局長に送付しなければならない。

2 審議会は、厚生労働省組織令第156条の2第2項第2号の規定により関係行政機関に建議したときは、その写しを局長に送付しなければならない。

第9条 審議会は、労働災害防止部会を置くことができる。

2 前項に規定する部会の権能及び組織構成については、別表のとおりとする。

第10条 部会長が委員である部会又は最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

2 審議会は、部会長が臨時委員である部会又は最低工賃専門部会の議決に関し、会長を除いた審議会の委員及び臨時委員が当該議決の取扱いを会長に一任した場合、会長の決するところをもって審議会の議決とすることができる。

第11条 臨時委員は、審議会令第4条第4項及び第5項に規定する場合のほか、会長の任期が終了したときに解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。

第12条 部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。この場合において、部会に属すべき委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、異なる数とすることができる。

第13条 この規程に定めるもののほか、部会及び最低工賃専門部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が当該部会及び最低工賃専門部会に諮って定める。

第14条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附則

この規程は、平成13年12月17日から施行する。

この規程は、平成19年11月8日から施行する。

この規定は、令和3年3月15日から施行する。

部 会 名	労働災害防止部会
権 能	山口地方労働審議会の権限に属する労働災害の防止に関する専門の事項について調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を建議すること。
組 織 構 成	公益代表 3名 労働者代表 2名 使用者代表 2名 合計 7名

山口地方労働審議会労働災害防止部会運営規程

第一条 山口地方労働審議会労働災害防止部会（以下「部会」という）の運営は、労働基準監督機関令（昭和三二年政令第一七四号）、

山口地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第二条 部会は、労働災害の防止に関する専門の事項であつて審議会から付託されたものを調査審議する。

第三条 部会の委員は、公益代表三人、労使代表各二人とする。

第四条 部会長は、部会を招集しようとするときは、緊急やむをえない場合のほか、少なくとも三日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに山口労働局長に通知しなければならない。

第五条 委員は、部会の会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けなければならない。

第六条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長および部会長の指名した委員が署名するものとする。

第七条 以上のほか部会の運営に関し必要な事項は部会長が部会にはかつて定める。

第八条 この規程の改廃は、部会の議決に基づいて行う。

附 則

（施行期日）

第一条 この規程の施行期日は、昭和四十年四月五日とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この規程の施行期日は、平成十二年一月二十二日とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この規程の施行期日は、平成十五年三月十二日とする。

(改正案)

山口地方労働審議会男子既製洋服・校服・作業服製造業最低工賃専門部会運営規程

第1条 山口地方労働審議会男子既製洋服・校服・作業服製造業最低工賃専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第156条の2、地方労働審議会令（平成13年政令第320号）及び山口地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

第2条 最低工賃専門部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、関係家内労働者を代表するもの、関係委託者を代表するもの及び公益を代表するものは、各3人とする。

第3条 最低工賃専門部会の議事については、議事録を作成し、~~議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2名が署名~~するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第4条 最低工賃専門部会長は、最低工賃専門部会が議決を行ったときは、当該議決をその都度、地方労働審議会会長に報告しなければならない。

第5条 この規程の改廃は、最低工賃専門部会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成17年1月25日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年〇月〇日から施行する。

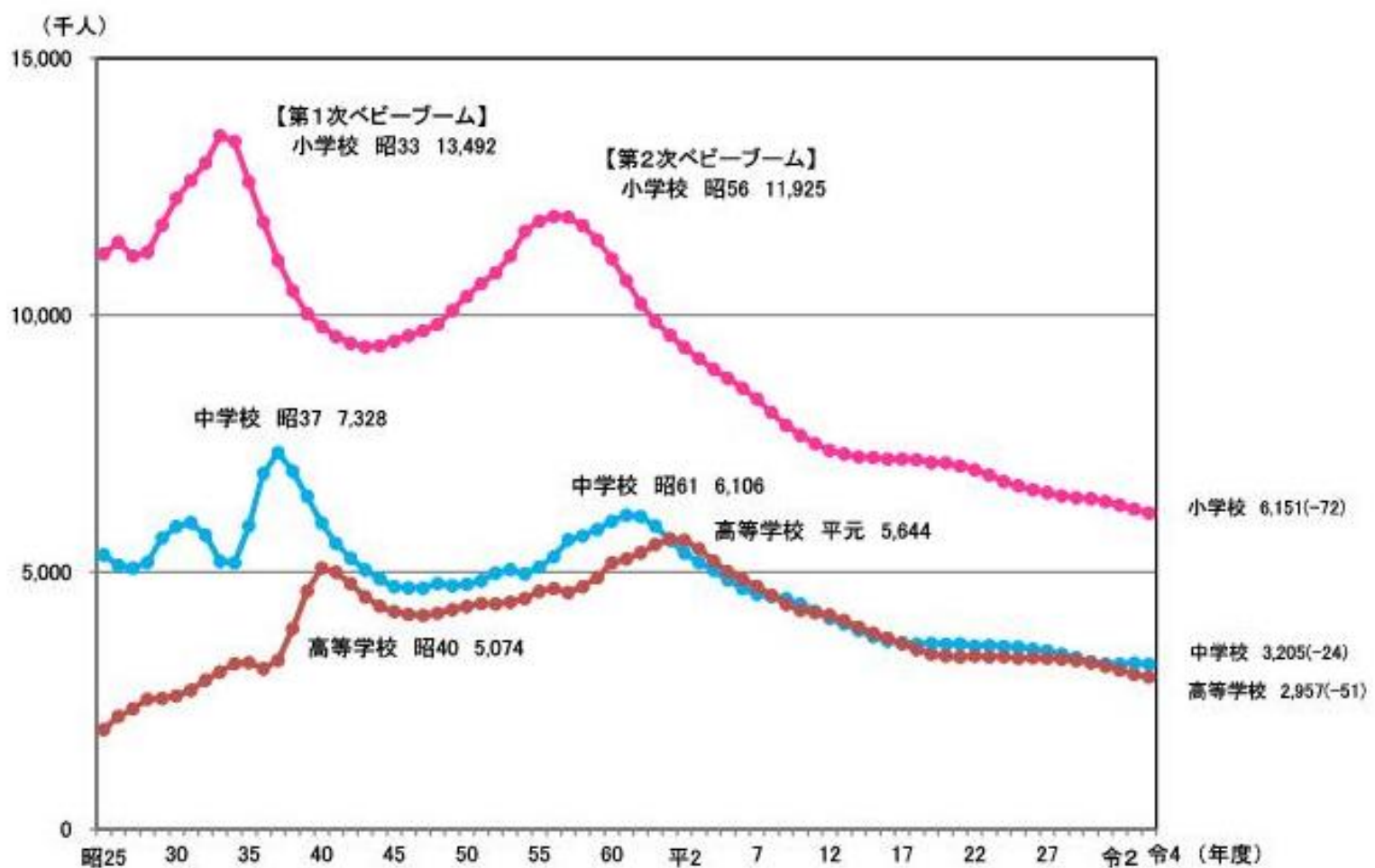
山口県男子既製洋服・学校服・作業服製造業最低工賃額の推移

品目	工程	規格	単位	昭和63年度		平成3年度		平成5年度		平成7年度		平成9年度		平成11年度		平成13年度		平成16年度		平成20年度		
				発行年月日	上昇率(%)	発行年月日	上昇率(%)	発行年月日	上昇率(%)	発行年月日	上昇率(%)	発行年月日	上昇率(%)	発行年月日	上昇率(%)	発行年月日	上昇率(%)	発行年月日	上昇率(%)	発行年月日	上昇率(%)	
				H1.5.27		H4.5.10		H6.5.10		H8.5.10		H10.5.10		H12.5.10		H14.5.10		H17.5.10		H21.5.10		
男子既製服	背広上衣	上襟付けまつり	1枚	18		21	16.7%	23	9.5%	24	4.3%	25	4.2%	25	0.0%	26	4.0%	26	0.0%	27	3.8%	
		下襟からげまつり	1枚	40		46	15.0%	49	6.5%	51	4.1%	53	3.9%	54	1.9%	55	1.9%	55	0.0%	55	0.0%	
		そで付け裏まつり	1枚	107		123	15.0%	132	7.3%	138	4.5%	144	4.3%	147	2.1%	149	1.4%	150	0.7%	151	0.7%	
		前裏すそまつり	1枚	37		42	13.5%	45	7.1%	47	4.4%	49	4.3%	50	2.0%	51	2.0%	51	0.0%	51	0.0%	
		身返し奥星入れ	1枚	47		54	14.9%	58	7.4%	61	5.2%	63	3.3%	66	4.8%	67	1.5%	67	0.0%	68	1.5%	
		そで口裏まつり	1枚	46		53	15.2%	57	7.5%	60	5.3%	62	3.3%	63	1.6%	64	1.6%	65	1.6%	66	1.5%	
		背裏鎖止め	1枚	7		8	14.3%	9	12.5%	9	0.0%	10	11.1%	10	0.0%	11	10.0%	11	0.0%	12	9.1%	
		ベントまつり	1枚	18		21	16.7%	23	9.5%	24	4.3%	25	4.2%	25	0.0%	26	4.0%	26	0.0%	27	3.8%	
		ベント止め	1枚	4		5	25.0%	6	20.0%	6	0.0%	7	16.7%	7	0.0%	7	0.0%	7	0.0%	8	14.3%	
		背すそまつり	1枚	36		41	13.9%	44	7.3%	46	4.5%	47	2.2%	50	6.4%	51	2.0%	51	0.0%	51	0.0%	
		ボタン付け	1個	10		11	10.0%	12	9.1%	13	8.3%	14	7.7%	14	0.0%	14	0.0%	14	0.0%	15	7.1%	
		糸くず取り(しつけ取りを除く)	1枚	14		16	14.3%	17	6.3%	18	5.9%	19	5.6%	19	0.0%	20	5.3%	20	0.0%	21	5.0%	
		男子既製服	ズボン	前立てまつり	1本	7		8	14.3%	9	12.5%	9	0.0%	10	11.1%	10	0.0%	10	0.0%	10	0.0%	10
糸くず取り	1本			14		16	14.3%	17	6.3%	18	5.9%	19	5.6%	20	5.3%	20	0.0%	20	0.0%	20	0.0%	
男子学校服	上衣	糸くず取り	1枚	14		16	14.3%	17	6.3%	18	5.9%	19	5.6%	20	5.3%	20	0.0%	21	5.0%	22	4.8%	
		ズボン	ボタン付け	1個	7		8	14.3%	9	12.5%	9	0.0%	10	11.1%	10	0.0%	10	0.0%	10	0.0%	11	10.0%
			糸くず取り	1本	14		16	14.3%	17	6.3%	18	5.9%	19	5.6%	20	5.3%	20	0.0%	20	0.0%	21	5.0%
女子学校服	スーツ型上衣	そで付け裏まつり	1枚	116		133	14.7%	143	7.5%	150	4.9%	156	4.0%	160	2.6%	161	0.6%	161	0.0%	161	0.0%	
		身返しすそまつり	1枚	14		16	14.3%	17	6.3%	18	5.9%	19	5.6%	21	10.5%	21	0.0%	21	0.0%	22	4.8%	
		ボタン付け	1個	8		9	12.5%	10	11.1%	10	0.0%	10	0.0%	10	0.0%	11	10.0%	11	0.0%	12	9.1%	
		玉ぶちボタンホール始末	1カ所	24		28	16.7%	30	7.1%	31	3.3%	32	3.2%	32	0.0%	33	3.1%	33	0.0%	35	6.1%	
		糸くず取り	1枚	14		16	14.3%	17	6.3%	18	5.9%	19	5.6%	20	5.3%	20	0.0%	21	5.0%	22	4.8%	
	セーラー型上衣	そで口スナップ付け	1組	11		13	18.2%	14	7.7%	15	7.1%	16	6.7%	16	0.0%	16	0.0%	16	0.0%	17	6.3%	
		フロントスナップ付け	1組	11		13	18.2%	14	7.7%	15	7.1%	16	6.7%	16	0.0%	16	0.0%	16	0.0%	17	6.3%	
		糸くず取り	1枚	14		16	14.3%	17	6.3%	18	5.9%	19	5.6%	20	5.3%	20	0.0%	20	0.0%	20	0.0%	
スカート	わきかぎホック付け	1組	14		16	14.3%	17	6.3%	18	5.9%	19	5.6%	20	5.3%	21	5.0%	21	0.0%	22	4.8%		
	わきスナップ付け	1組	11		13	18.2%	14	7.7%	15	7.1%	15	0.0%	15	0.0%	15	0.0%	16	6.7%	16	0.0%		
作業服	ズボン		1本	18		21	16.7%	23	9.5%	24	4.3%	24	0.0%	25	4.2%	26	4.0%	26	0.0%	26	0.0%	
ジーンズ	上衣		1枚	14		16	14.3%	17	6.3%	18	5.9%	19	5.6%	20	5.3%	20	0.0%	20	0.0%	20	0.0%	
	ズボン	糸くず取り	1本	14		16	14.3%	17	6.3%	18	5.9%	19	5.6%	20	5.3%	20	0.0%	21	5.0%	22	4.8%	
トレーニングウェア	シャツ		1枚	12		14	16.7%	15	7.1%	16	6.7%	17	6.3%	17	0.0%	17	0.0%	17	0.0%	17	0.0%	
	パンツ		1本	12		14	16.7%	15	7.1%	16	6.7%	16	0.0%	16	0.0%	16	0.0%	16	0.0%	16	0.0%	

最低工賃決定(改定)状況

業 種	新設・改定状況	委託者	家内労働者	適用家内労働者	効力発生年月日	備 考
山口県男子既製洋服・ 校服服・作業服製造業	新 設	27	744		50. 9. 1	-
	第 1 回 改 定	30	726		55. 6. 14	-
	第 2 回 改 定	27	745		58. 5. 8	-
	第 3 回 改 定	36	726		61. 5. 1	-
	第 4 回 改 定	44	888		元. 5. 27	-
	第 5 回 改 定	40	762		4. 5. 10	-
	第 6 回 改 定	40	543		6. 5. 10	-
	第 7 回 改 定	29	407		8. 5. 10	-
	第 8 回 改 定	29	415		10. 5. 10	-
	第 9 回 改 定	31	363		12. 5. 10	-
	第 1 0 回 改 定	26	316		14. 5. 10	-
	第 1 1 回 改 定	24	329		17. 5. 10	-
	第 1 2 回 改 定	7	200		21. 5. 10	-
	-	5	130		-	平成 23 年 実 態 調 査
	-	2	108	107	-	平成 25 年 実 態 調 査
	-	1	106	75	-	平成 27 年 実 態 調 査
	-	1	93	68	-	平成 28 年 実 態 調 査
	-	1	106	73	-	平成 29 年 実 態 調 査
	-	1	97	60	-	令 和 2 年 実 態 調 査
	-	2	82	48	-	令 和 4 年 実 態 調 査

【参考】各学校段階ごとの在学者数の推移



(資料出所:文部科学省調査の学校基本調査)

山口県最低賃金額の推移

	山口県最低賃金					
	最低賃金（円）		対前年上昇率（％）		平成20年比	
	日額	時間額	日額	時間額	日額	時間額
平成20年度	—	668	—	1.67	100.00	100.00
平成21年度	—	669	—	0.15	—	100.15
平成22年度	—	681	—	1.79	—	101.95
平成23年度	—	684	—	0.44	—	102.40
平成24年度	—	690	—	0.88	—	103.29
平成25年度	—	701	—	1.59	—	104.94
平成26年度	—	715	—	2.00	—	107.04
平成27年度	—	731	—	2.24	—	109.43
平成28年度	—	753	—	3.01	—	112.72
平成29年度	—	777	—	3.19	—	116.32
平成30年度	—	802	—	3.22	—	120.06
令和元年度	—	829	—	3.37	—	124.10
令和2年度	—	829	—	0.00	—	124.10
令和3年度	—	857	—	3.38	—	128.29
令和4年度	—	888	—	3.62	—	132.93

※網掛けは、男子既製洋服・学校服・作業服製造業最低工賃の改正諮問年度

男子既製洋服・学校服・作業服製造業最低工賃 山口県最低賃金上昇率対応表

(上昇率 = $\frac{\text{令和4年度}}{\text{平成20年度}}$) ⇒ 1.329

単位:円

品目	工程	規格	現最 工賃額	行 低額	明石、設 定工賃額	沖縄局 R5改正	現行最低工賃額に山口県最低賃金(時間額)上昇率32.9%を乗じた額				
								円未満切り捨て	円未満四捨五入	円未満切り上げ	
男子既製洋服	背広 上衣	上襟付けまつり	27			35.88	端数処理後の工賃額	35	36	36	
		下襟からげまつり	針目が3センチメートル間に9針以上のもの	55		73.10	端数処理後の工賃額	73	73	74	
		そで付け裏まつり		151		200.68	端数処理後の工賃額	200	201	201	
		前裏すそまつり	針目が3センチメートル間に5針以上のもの	51		67.78	端数処理後の工賃額	67	68	68	
		身返し奥星入れ		68		90.37	端数処理後の工賃額	90	90	91	
		そで口裏まつり	針目が3センチメートル間に9針以上のもの	66		87.71	端数処理後の工賃額	87	88	88	
		背裏鎖止め	鎖糸ループの長さが1センチメートルのもの	12		15.95	端数処理後の工賃額	15	16	16	
		ベストまつり	センターベストで、針目が3センチメートル間に9針以上のもの	27		35.88	端数処理後の工賃額	35	36	36	
		ベスト止め	センターベストで、2本糸で×印にしつけ止めを行うもの	8		10.63	端数処理後の工賃額	10	11	11	
		背すそまつり	針目が3センチメートル間に9針以上のもの	51		67.78	端数処理後の工賃額	67	68	68	
		ボタン付け	中ボタン(4つ穴)、糸足つきで、根巻き4回以上のもの	15		19.94	端数処理後の工賃額	19	20	20	
		糸くず取り (しつけ取りを除く)		21		27.91	端数処理後の工賃額	27	28	28	
		スボン	前立てまつり	針目が3センチメートル間に9針以上のもので、長さが3.5センチメートルのもの	10		13.29	端数処理後の工賃額	13	13	14
			糸くず取り		20		26.58	端数処理後の工賃額	26	27	27
		男子学校服	上衣	糸くず取り	22	25	29.24	端数処理後の工賃額	29	29	30
スボン	ボタン付け			11	12	14.62	端数処理後の工賃額	14	15	15	
	糸くず取り			21	25	27.91	端数処理後の工賃額	27	28	28	
				廃止		現行工賃額からの上昇率	28.57%	33.33%	33.33%		

男子既製洋服・校服・作業服製造業最低賃金 山口県最低賃金上昇率対応表

(上昇率 = $\frac{\text{令和4年度}}{\text{平成20年度}}$) ⇒ 1.329

単位:円

品目	工程	規格	現最 工賃額	行 低額	明石、設 定工賃額	沖縄局 R5改正	現行最低工賃額に山口県最低賃金(時間額)上昇率32.9%を乗じた額					
								円未満切り捨て	円未満四捨五入	円未満切り上げ		
女子 学校 服	スーツ 型 上衣	そで付け裏まつり	針目が3センチメートル間に9針以上のもの	161			213.97	端数処理後の工賃額	213	214	214	
								現行工賃額からの上昇率	32.30%	32.92%	32.92%	
			身返しすそまつり		22			29.24	端数処理後の工賃額	29	29	30
									現行工賃額からの上昇率	31.82%	31.82%	36.36%
			ボタン付け	中ボタン(4つ穴)、糸足つきで根巻き3回以上のもの	12	12		15.95	端数処理後の工賃額	15	16	16
								現行工賃額からの上昇率	25.00%	33.33%	33.33%	
		玉ぶちボタンホール始末		35			46.52	端数処理後の工賃額	46	47	47	
								現行工賃額からの上昇率	31.43%	34.29%	34.29%	
		糸くず取り		22	25		29.24	端数処理後の工賃額	29	29	30	
								現行工賃額からの上昇率	31.82%	31.82%	36.36%	
		セー ラー型 上衣	そでロスナップ付け	2本どりで8回通しのもの	17	18		22.59	端数処理後の工賃額	22	23	23
								現行工賃額からの上昇率	29.41%	35.29%	35.29%	
			フロントスナップ付け		17	18		22.59	端数処理後の工賃額	22	23	23
								現行工賃額からの上昇率	29.41%	35.29%	35.29%	
		糸くず取り		20	25	25	26.58	端数処理後の工賃額	26	27	27	
							現行工賃額からの上昇率	30.00%	35.00%	35.00%		
	スカート	わきかぎホック付け		22			29.24	端数処理後の工賃額	29	29	30	
								現行工賃額からの上昇率	31.82%	31.82%	36.36%	
		わきスナップ付け	2本どりで8回通しのもの	16			21.26	端数処理後の工賃額	21	21	22	
								現行工賃額からの上昇率	31.25%	31.25%	37.50%	
作業服	ズボン			26			34.55	端数処理後の工賃額	34	35	35	
								現行工賃額からの上昇率	30.77%	34.62%	34.62%	
ジーンズ	上衣	糸くず取り		20			26.58	端数処理後の工賃額	26	27	27	
								現行工賃額からの上昇率	30.00%	35.00%	35.00%	
ズボン			22			29.24	端数処理後の工賃額	29	29	30		
								現行工賃額からの上昇率	31.82%	31.82%	36.36%	
トレー ニング ウェア	シャツ			17			22.59	端数処理後の工賃額	22	23	23	
								現行工賃額からの上昇率	29.41%	35.29%	35.29%	
	パンツ			16			21.26	端数処理後の工賃額	21	21	22	
								現行工賃額からの上昇率	31.25%	31.25%	37.50%	

男子既製洋服・学校服・作業服製造業最低工賃 山口県最低賃金上昇率対応表

(上昇率 = $\frac{\text{令和4年度}}{\text{令和2年度}}$) ⇒ 1.071

単位:円

品目	工程	規格	現最 工賃額	行低 額	明石、設 定工賃額	沖縄局 R5改正	現行最低工賃額に山口県最低賃金(時間額)上昇率7.1%を乗じた額			
								円未満切り捨て	円未満四捨五入	円未満切り上げ
男子既製洋服	背広 上衣	上襟付けまつり	27			28.92	端数処理後の工賃額	28	29	29
		下襟からげまつり	針目が3センチメートル間に9針以上のもの	55		58.91	端数処理後の工賃額	58	59	59
							現行工賃額からの上昇率	3.70%	7.41%	7.41%
		そで付け裏まつり		151		161.72	端数処理後の工賃額	161	162	162
							現行工賃額からの上昇率	6.62%	7.28%	7.28%
		前裏すそまつり	針目が3センチメートル間に5針以上のもの	51		54.62	端数処理後の工賃額	54	55	55
		身返し奥星入れ		68		72.83	端数処理後の工賃額	72	73	73
		そで口裏まつり	針目が3センチメートル間に9針以上のもの	66		70.69	端数処理後の工賃額	70	71	71
							現行工賃額からの上昇率	5.88%	7.84%	7.84%
		背裏鎖止め	鎖糸ループの長さが1センチメートルのもの	12		12.85	端数処理後の工賃額	12	13	13
		ベストまつり	センターベストで、針目が3センチメートル間に9針以上のもの	27		28.92	端数処理後の工賃額	28	29	29
							現行工賃額からの上昇率	0.00%	8.33%	8.33%
		ベスト止め	センターベストで、2本糸で×印にしつけ止めを行うもの	8		8.57	端数処理後の工賃額	8	9	9
		背すそまつり	針目が3センチメートル間に9針以上のもの	51		54.62	端数処理後の工賃額	8	9	9
							現行工賃額からの上昇率	0.00%	12.50%	12.50%
ボタン付け	中ボタン(4つ穴)、糸足つきで、根巻き4回以上のもの	15		16.07	端数処理後の工賃額	54	55	55		
糸くず取り (しつけ取りを除く)		21		22.49	端数処理後の工賃額	16	16	17		
					現行工賃額からの上昇率	6.67%	6.67%	13.33%		
スホン	前立てまつり	針目が3センチメートル間に9針以上のもので、長さが3.5センチメートルのもの	10		10.71	端数処理後の工賃額	22	22	23	
	糸くず取り		20		21.42	端数処理後の工賃額	10	11	11	
						現行工賃額からの上昇率	0.00%	10.00%	10.00%	
上衣			22	25	23.56	端数処理後の工賃額	21	21	22	
男子学校服	スホン	ボタン付け	小ボタン(4つ穴)、糸足つきで根巻き2回以上のもの	11	12	11.78	端数処理後の工賃額	23	24	24
		糸くず取り		21	25	22.49	現行工賃額からの上昇率	4.55%	9.09%	9.09%
							端数処理後の工賃額	11	12	12
糸くず取り			21	25	22.49	端数処理後の工賃額	22	22	23	
					廃止	現行工賃額からの上昇率	4.76%	4.76%	9.52%	

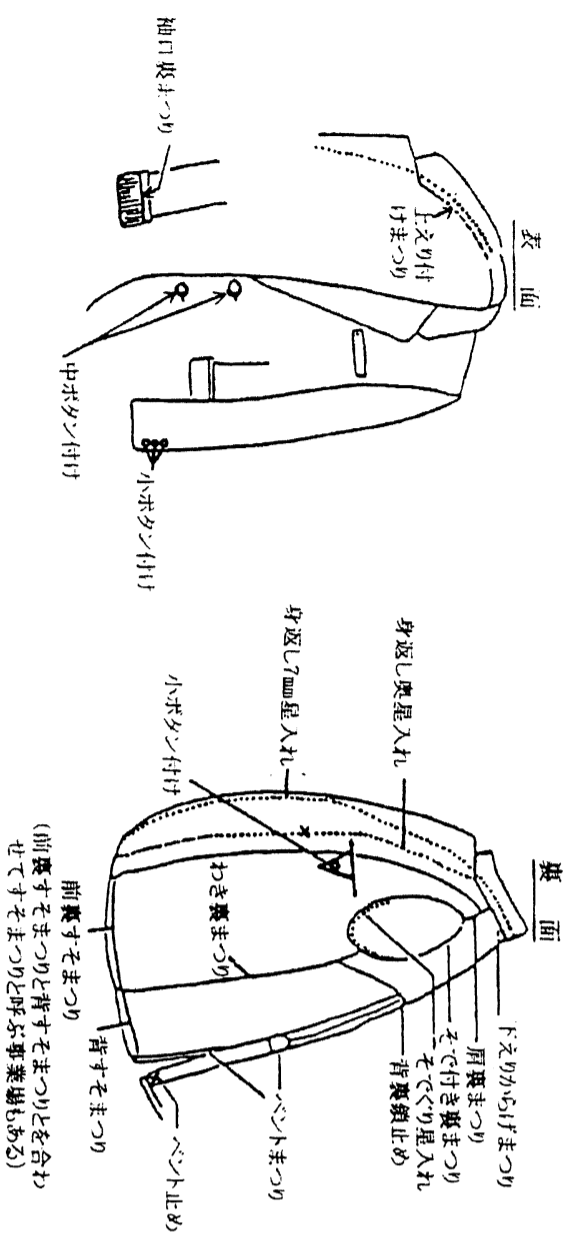
男子既製洋服・校服・作業服製造業最低工賃 山口県最低賃金上昇率対応表

(上昇率 = $\frac{\text{令和4年度}}{\text{令和2年度}}$) ⇒ 1.071

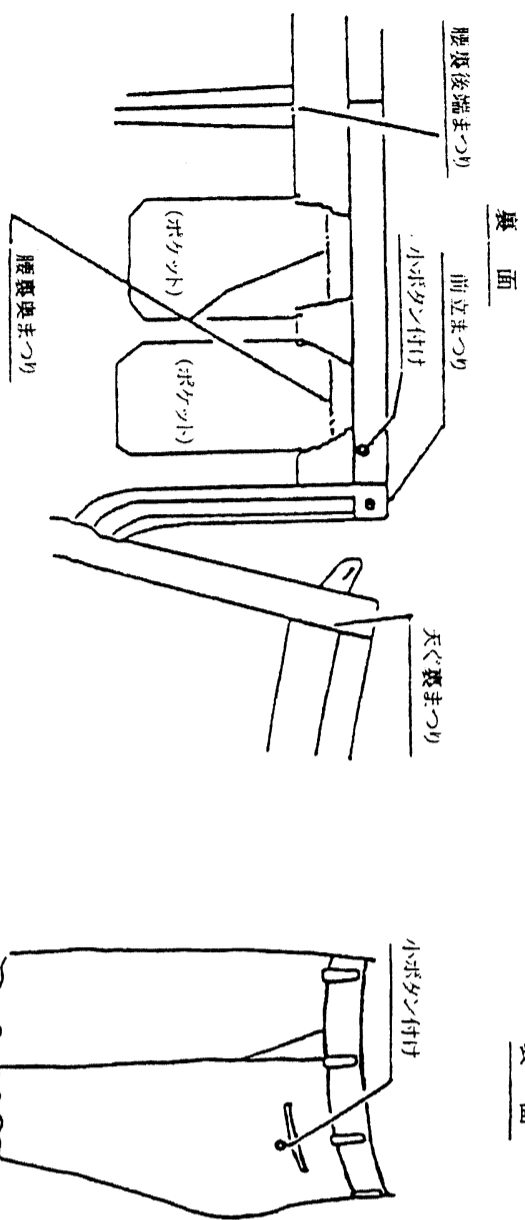
単位:円

品目	工程	規格	現最 工賃額	行 低額	明石、設 定工賃額	沖縄局 R5改正	現行最低工賃額に山口県最低賃金(時間額)上昇率7.1%を乗じた額				
								円未満切り捨て	円未満四捨五入	円未満切り上げ	
女子 校服	スーツ 型 上衣	そで付け裏まつり	針目が3センチメートル間に9針以上のもの	161			172.43	端数処理後の工賃額	172	172	173
								現行工賃額からの上昇率	6.83%	6.83%	7.45%
		身返しすそまつり				23.56	端数処理後の工賃額	23	24	24	
							現行工賃額からの上昇率	4.55%	9.09%	9.09%	
		ボタン付け	中ボタン(4つ穴)、糸足つきで根巻き3回以上のもの	12	12		12.85	端数処理後の工賃額	12	13	13
							現行工賃額からの上昇率	0.00%	8.33%	8.33%	
	玉ぶちボタンホール始末					37.49	端数処理後の工賃額	37	37	38	
							現行工賃額からの上昇率	5.71%	5.71%	8.57%	
	糸くず取り				25	23.56	端数処理後の工賃額	23	24	24	
							現行工賃額からの上昇率	4.55%	9.09%	9.09%	
	セー ラー型 上衣	そでロスナップ付け	2本どりで8回通しのもの				18.21	端数処理後の工賃額	18	18	19
							現行工賃額からの上昇率	5.88%	5.88%	11.76%	
フロントスナップ付け					18.21	端数処理後の工賃額	18	18	19		
						現行工賃額からの上昇率	5.88%	5.88%	11.76%		
スカート	糸くず取り			25	25	21.42	端数処理後の工賃額	21	21	22	
						現行工賃額からの上昇率	5.00%	5.00%	10.00%		
	わきかぎホック付け					23.56	端数処理後の工賃額	23	24	24	
						現行工賃額からの上昇率	4.55%	9.09%	9.09%		
作業服	ズボン					27.85	端数処理後の工賃額	27	28	28	
							現行工賃額からの上昇率	3.85%	7.69%	7.69%	
ジーンズ	上衣	糸くず取り				21.42	端数処理後の工賃額	21	21	22	
						現行工賃額からの上昇率	5.00%	5.00%	10.00%		
トレー ニング ウェア	シャツ					18.21	端数処理後の工賃額	18	18	19	
						現行工賃額からの上昇率	5.88%	5.88%	11.76%		
ア	パンツ					17.14	端数処理後の工賃額	17	17	18	
							現行工賃額からの上昇率	6.25%	6.25%	12.50%	

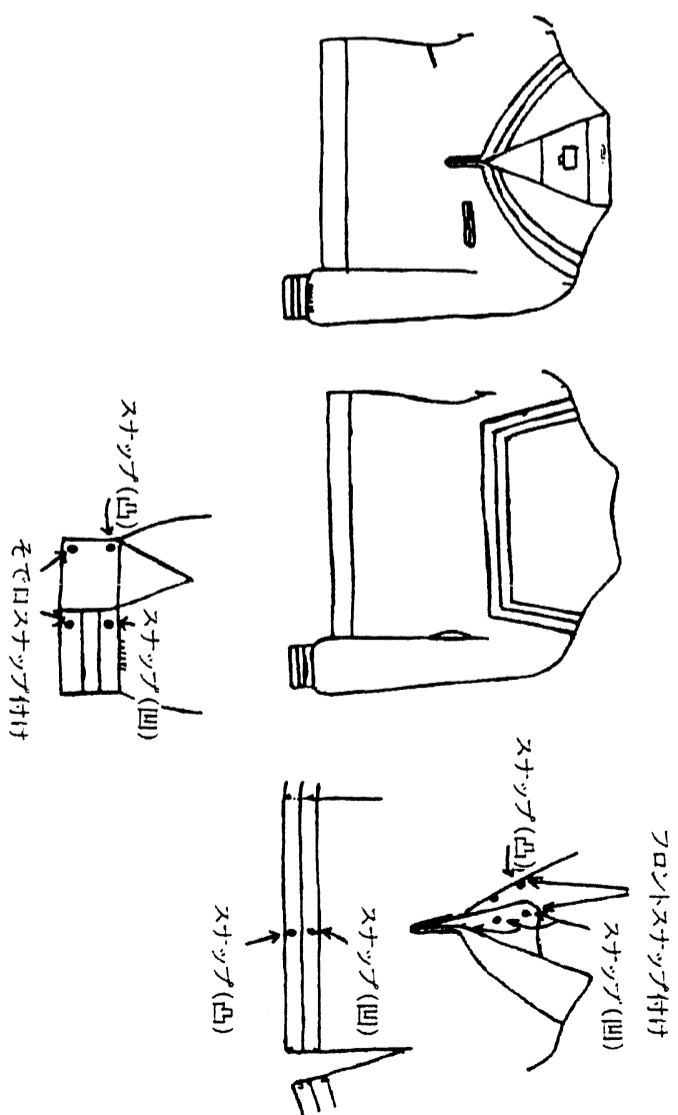
男子既製洋服・校服・作業服製造業
 家内労働委託業務内容
 男子既製洋服、背広上衣



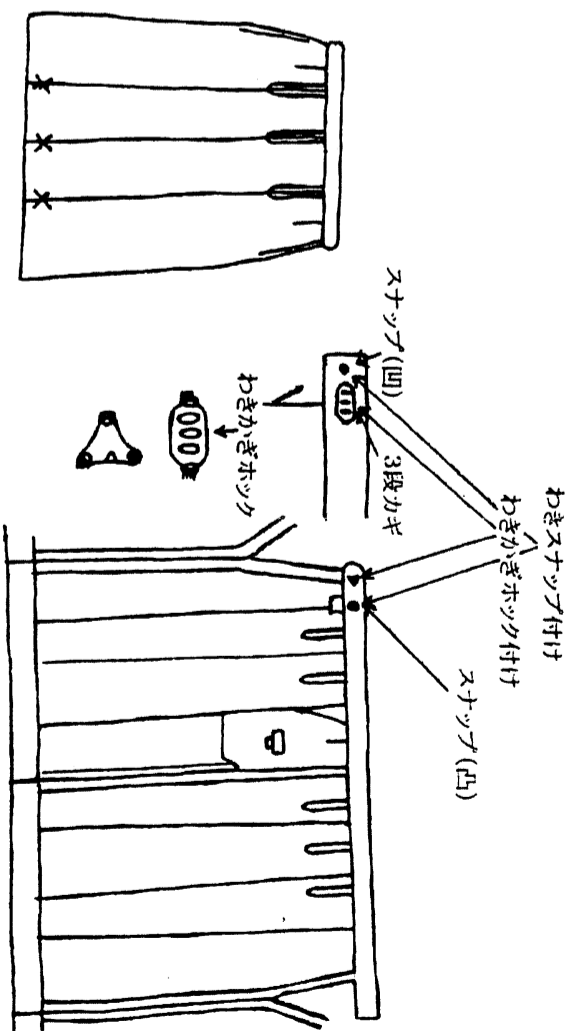
ズボン



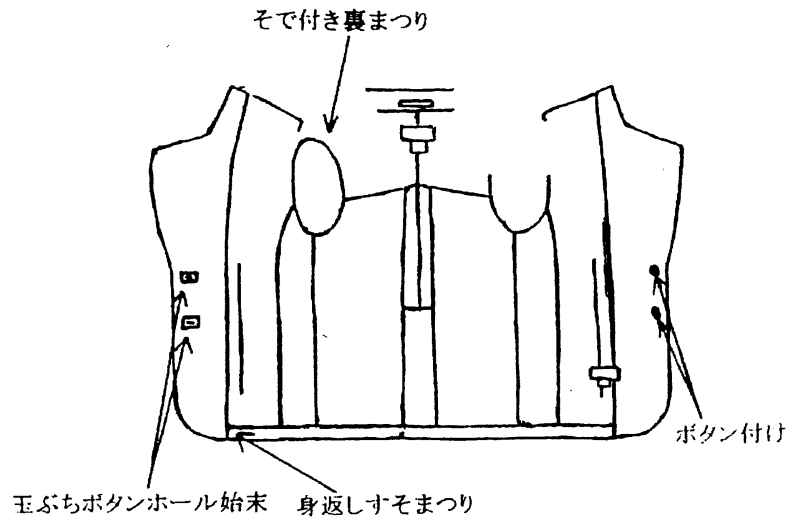
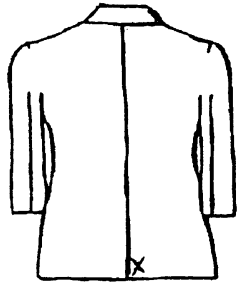
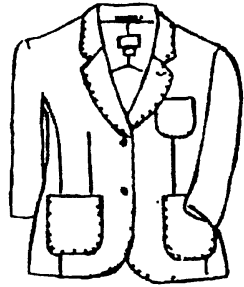
女子学校服 (セーラー型上衣)



女子学校服 (スカート)



女子学校服 (スーツ型上衣)



令和4年度 第2回山口地方労働審議会

最低工賃関係資料

資料 1	第14次最低工賃新設・改正計画方針及び同計画	1
資料 2	令和4年度 山口県男子既製洋服・学校服・作業服製造業 に係る家内労働実態調査結果の概要	3
資料 3-1	最低工賃決定(改定)状況 (山口県男子既製洋服・学校服・作業服製造業)	6
資料 3-2	山口県男子既製洋服・学校服・作業服製造業最低工賃	7
資料 3-3	工賃額階級別家内労働者 他	8
資料 4-1	家内労働実態調査結果(男子既製洋服).....		9
資料 4-2	家内労働実態調査結果(学校服).....		10
資料 4-3	家内労働実態調査結果(作業服).....		11

第14次最低工賃新設・改正計画方針

山口労働局

1 改正について

(1) 計画的な改正

最低工賃については、実効性の確保を図るため、最低工賃改正計画に従い、見直しを行う。

なお、工程・規格等が業務実態と乖離している最低工賃については、工賃額のみならず工程・規格等についても見直しを行い、必要な改正を行う。

(2) 改正諮問の見送り

実態調査を実施する等、産業界の動向を勘案しつつ、最低工賃改正計画に従った改正を行う状況にないと判断する場合には、地方労働審議会においてその旨の説明を行い、公労使三者の了解を得た上で、当該最低工賃についての改正諮問の見送りを行う。

2 新設について

最低工賃の新設については、設定の必要性が高い業種のうち、次のいずれかに合致するものから優先的に実施する。

- ① 関係団体から、新設の要請がなされているもの
- ② 継続性のある業種で、家内労働者数が相当数存在するもの
- ③ 他地域との関連性が強い業種

3 廃止について

適用家内労働者が100人未満に減少し、将来も増加する見通しがないうなど、実効性を失ったと思われる最低工賃については、廃止することも検討する。

なお、当該最低工賃の廃止に当たっては、地方労働審議会の意見を十分に踏まえる。

第 14 次最低工賃新設・改正計画

計画年度	件 名
令和 4 年度	山口県男子既製洋服・校服・作業服製造業
令和 5 年度	山口県和服裁縫業
令和 6 年度	山口県男子既製洋服・校服・作業服製造業

【参考】第 13 次最低工賃新設・改正計画の実施状況

計画年度	件 名	実施状況
令和元年度	本省指示により実態調査中止	
令和 2 年度	山口県男子既製洋服・校服・作業服製造業	改正諮問見送り
令和 3 年度	山口県和服裁縫業	改正諮問見送り

令和4年度 山口県男子既製洋服・校服・作業服製造業に係る 家内労働実態調査結果の概要

山口労働局労働基準部賃金室

第1 本年度調査の概要

第14次最低工賃新設・改正計画に基づき、山口県内で男子既製洋服・校服・作業服の製造を行う委託者及び家内労働者に対して、家内労働実態調査（通信調査）及び実情把握のためヒアリング調査（実地調査）を実施した。

【資料1】

第2 家内労働実態調査及びヒアリング調査結果概要

(1) 委託者数、家内労働者数の状況について

山口県男子既製洋服・校服・作業服製造業最低工賃は昭和50年9月1日の新設時には、委託者は27社、家内労働者は744人であった。

本年度調査結果から、現在最低工賃額を設定している品目を委託している委託者（以下、「委託者」という。）は2社であった。

委託者は、主に中学校、高等学校の男女校服（以下、「校服」という。）の製造を行い、校服の糸くず取り、ボタン付け、スナップ付け等を最低工賃設定品目として委託している。

受託している家内労働者は48人となっており、前回調査（令和2年）から12人減少している。

【資料3-1】

(2) 工賃額について

2社の委託者における直近の工賃額改正時期は、それぞれ令和元年、令和2年であった。

工賃額の決定方法については、「工賃相場を元に決定する」、「受注先の単価を基準にして決定する」と、委託者は回答している。

現在委託が行われているのは、12品目28工程のうち、4品目8工程である。

なお、委託者は、「最低工賃額よりも高い額を維持したい」との考えであった。

【資料3-3】 【資料4-2】

(3) 学校服製造業の業況について

委託者によると、「学生が減っているため全体の需要量は減少しているが、地元の中小事業場の経営が厳しく、年々廃業しているので、その分を大手3大グループ（菅公、トンボ、明石グループ）が請けていることにより、3大グループにおける学生服の生産量は横ばいである。」とのことであった。

また、「近年、販売単価も変わらず、売上額に変化はないが、原材料、電気代の高騰などによるコストアップに対する価格転嫁が出来ていない状況である。」、「小売店を通さずに、メーカー（3大グループ）から直接消費者に販売する形態のウエイトが増しており、小売店としてはダメージを被っている。」、「今後の見通しについては、学生数の減少などで厳しさが増すものと思う。」などの意見があった。

(4) 業界団体について

業界団体として「山口県繊維加工協同組合」が存在するが、現在の活動は休眠状態であり、これに代わる業界団体も存在していない。

第3 最低工賃の廃止等諮問に関する意見

(1) 委託者

- ・家内労働者は前回調査から減ったが、委託量自体には変化がないことから、家内労働者一人当たりの委託量は増加している実態である。
- ・新規開拓で家内労働者を増加したい方向。
- ・委託する工程は、機械化できない作業や熟練技術を期待する作業であることから、委託せざるを得ない。
- ・現在の原材料費高騰などの収益の悪化に対しては、何とかやりくりして、工賃額を変更せず維持している。
- ・今後さらなる高騰が続くなどの場合には、現行の工賃額を最低工賃に抵触しない程度に引き下げる可能性もゼロではないため、現在定められている最低工賃額の改定は望まない。
- ・家内労働者との工賃を設定するための基準として、最低工賃は必要と考えている。

(2) 家内労働者

- ・品目によっては工賃額の違いにより時給換算で、100～250円位の幅が

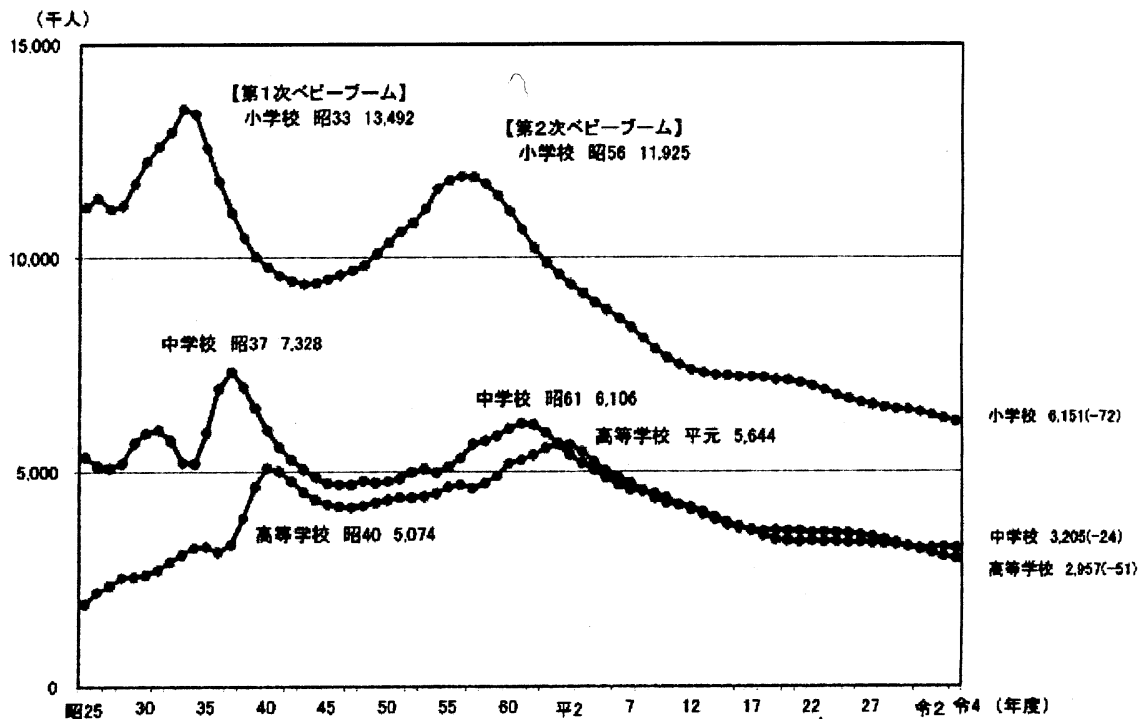
ある。

- ・工賃が多いことに越したことはない。
- ・原材料費高騰の中、工賃の据え置きは仕方ない。
- ・自宅で出来る仕事内容であることからありがたい。
- ・工賃の引上げは歓迎するが、それにより学生服の値上げにつながり、売上が減ったり、学生服離れにつながることを懸念する。

最低工賃決定(改定)状況

業種	新設・改定状況	委託者	家内労働者	適用家内労働者	効力発生年月日	備考	
山口県男子既製洋服・ 学校服・作業服製造業	新設	27	744		50. 9. 1	-	
	第1回改定	30	726		55. 6. 14	-	
	第2回改定	27	745		58. 5. 8	-	
	第3回改定	36	726		61. 5. 1	-	
	第4回改定	44	888		元. 5. 27	-	
	第5回改定	40	762		4. 5. 10	-	
	第6回改定	40	543		6. 5. 10	-	
	第7回改定	29	407		8. 5. 10	-	
	第8回改定	29	415		10. 5. 10	-	
	第9回改定	31	363		12. 5. 10	-	
	第10回改定	26	316		14. 5. 10	-	
	第11回改定	24	329		17. 5. 10	-	
	第12回改定	7	200		21. 5. 10	-	
	-	-	5	130		-	平成23年実態調査
	-	-	2	108	107	-	平成25年実態調査
	-	-	1	106	75	-	平成27年実態調査
	-	-	1	93	68	-	平成28年実態調査
-	-	1	106	73	-	平成29年実態調査	
-	-	1	97	60	-	令和2年実態調査	
-	-	2	82	48	-	令和4年実態調査	

【参考】各学校段階ごとの在学者数の推移



(資料出所:文部科学省調査の学校基本調査)

山口県男子既製洋服・校服・作業服製造業最低工賃

1 適用する家内労働者

山口県の区域内で男子既製洋服・校服・作業服製造業に係る業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目		工程	規格	金額	
男子既製洋服	背広上衣	上襟付けまつり		1枚につき 27円	
		下襟からげまつり	針目が3センチメートル間に9針以上のもの	1枚につき 55円	
		そで付け裏まつり		1枚につき 151円	
		前裏すそまつり	針目が3センチメートル間に5針以上のもの	1枚につき 51円	
		身返し奥星入れ		1枚につき 68円	
		そで口裏まつり	針目が3センチメートル間に9針以上のもの	1枚につき 66円	
		背裏鎖止め	鎖糸ループの長さが1センチメートルのもの	1枚につき 12円	
		ベントまつり	センターベントで、針目が3センチメートル間に9針以上のもの	1枚につき 27円	
		ベント止め	センターベントで、2本糸で×印にしつけ止めを行うもの	1枚につき 8円	
		背すそまつり	針目が3センチメートル間に9針以上のもの	1枚につき 51円	
		ボタン付け	中ボタン(4つ穴)、糸足つきで、根巻き4回以上のもの	1個につき 15円	
		糸くず取り (しつけ取りを除く)		1枚につき 21円	
		ズボン	前立てまつり	針目が3センチメートル間に9針以上のもので、長さが3.5センチメートルのもの	1本につき 10円
			糸くず取り		1本につき 20円
男子校服	上衣		1枚につき 22円		
	ズボン	ボタン付け	小ボタン(4つ穴)、糸足つきで、根巻き2回以上のもの	1個につき 11円	
		糸くず取り		1本につき 21円	
女子校服	スーツ型上衣	そで付け裏まつり	針目が3センチメートル間に9針以上のもの	1枚につき 161円	
		身返しすそまつり		1枚につき 22円	
		ボタン付け	中ボタン(4つ穴)、糸足つきで、根巻き3回以上のもの	1個につき 12円	
		玉ぶちボタンホール始末		1か所につき 35円	
		糸くず取り		1枚につき 22円	
	セーラー型上衣	そで口スナップ付け	2本どりで8回通しのもの	1組につき 17円	
		フロントスナップ付け		1組につき 17円	
		糸くず取り		1枚につき 20円	
	スカート	わきかぎホック付け		1組につき 22円	
		わきスナップ付け	2本どりで8回通しのもの	1組につき 16円	
作業服	ズボン		1本につき 26円		
ジーンズ	上衣		1枚につき 20円		
	ズボン	糸くず取り	1本につき 22円		
トレーニングウェア	シャツ		1枚につき 17円		
	パンツ		1本につき 16円		

(平成21年5月10日改正)

第1表 工賃額階級別家内労働者

工賃額 (円)	男	女
1 ~ 19,999	0 人	24 人
20,000 ~ 29,999	0 人	13 人
30,000 ~ 39,999	0 人	13 人
40,000 ~ 49,999	0 人	8 人
50,000 ~ 59,999	0 人	9 人
60,000 ~ 69,999	0 人	7 人
70,000 ~ 79,999	0 人	1 人
80,000 ~ 89,999	0 人	1 人
90,000 ~ 99,999	0 人	2 人
100,000 ~ 109,999	0 人	2 人
110,000 ~	0 人	2 人
合計	0 人	82 人

※回答のあった委託者が委託している家内労働者数である。

第2表 工賃額の決め方

	内 容	件数
1	最低工賃を基礎に検討して決定する	0 件
2	工賃相場（世間相場）を元に決定する	1 件
3	受注先の単価を基準にして決定する	1 件
4	同業者の価格を参考に家内労働者と相談の上決定	0 件
5	その他	0 件
	合 計	2 件

第3表 現行工賃決定年

平成 19年 以前	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年
												1	1		

第4表 令和2年と比較した製品の値動き状況、生産量

製品値	上がった	0 件	下がった	0 件	変わらない	2 件
生産量	上がった	0 件	下がった	1 件	変わらない	1 件
工賃額	上がった	1 件	下がった	0 件	変わらない	1 件

家内労働実態調査結果(男子既製洋服)

品目	作業工程	規格	工賃額の設定 単位	最低工賃額	平均工賃単価						委託者数						家内労働者数												
					20年	25年	27年	28年	29年	2年	4年	20年	25年	27年	28年	29年	2年	4年	20年	25年	27年	28年	29年	2年	4年				
男子既製洋服	背広上衣	上襟付けまつり 下襟からげまつり そで付け裏まつり 前裏すそまつり 身返し奥星入れ そで口裏まつり 背裏鎖止め ベントまつり ベント止め 背すそまつり ボタン付け 糸くず取り (しつけ取りを除く) 前立てまつり 糸くず取り	1枚	円 27	円 30 00						人 1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人				
			1枚	円 55																									
			1枚	円 151	円 160 00								人 1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
			1枚	円 51																									
			1枚	円 68	円 75 00								人 1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
			1枚	円 66	円 70 00									人 1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
			1枚	円 12	円 15 00									人 1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
			1枚	円 27	円 30 00									人 1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
			1枚	円 8	円 10 00									人 1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
			1枚	円 51																									
			1個	円 15	円 20 00									人 1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
			1枚	円 21	円 30 00									人 1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
			1本	円 10																									
			1本	円 20																									

家内労働実態調査結果(学校服)

品目	作業工程	規格	工賃額の設定単位	最低工賃額	平均工賃単価					委託者数					家内労働者数						
					25年	27年	28年	29年	2年	4年	25年	27年	28年	29年	2年	4年	25年	27年	28年	29年	2年
男子学校服	糸くず取り	ボタンの付け 糸くず取り	1枚	円	22	22 00	22 00	22 00	25 00	25 00	1	1	1	1	1	14	30	29	30	20	14
			1個	円	11	11 00	11 00	11 00	12 00	12 00	1	1	1	1	1	33	28	27	10	12	8
女子学校服	ワンピース型上衣	そで付け裏まつり 身返しすそまつり	1枚	円	161																
			1個	円	12	12 00	12 00	12 00	12 00	12 00	1	1	1	1	1	31	32	29	21	22	14
	セーラー型上衣	そでロスナップ付け フロントスナップ付け	1枚	円	35	40 00					1					3					
			1組	円	22	22 00	22 00	22 00	25 00	25 00	1	1	1	1	1	33	32	29	22	22	14
	スカート	わきかきホック付け わきスナップ付け	2本どりで8回通しのもの	1組	円	17	18 00	18 00	18 00	24 34	24 34	1	1	1	1	28	15	12	20	23	26
				1組	円	17	18 00	18 00	18 00	24 34	24 34	1	1	1	1	28	15	12	20	23	26
			1枚	円	20	20 00	22 00	22 00	25 00	25 00	1	1	1	1	30	15	12	20	23	25	
			1組	円	22																
			1組	円	16																

家内労働実態調査結果（作業服）

	品目	作業工程	規格	工賃額の 設定 単位	最低 工賃 額	平均工賃単価					委託者数					家内労働者数																										
						25年	27年	28年	29年	2年	4年	25年	27年	28年	29年	2年	4年	25年	27年	28年	29年	2年	4年																			
						円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円																					
作業服	スボン			1本	26																																					
ジーンズ	上衣	糸くず取り		1枚	20																																					
	ズボン		1本	22	25 00		1																																			
トレーニングウェア	シャツ			1枚	17																																					
	パンツ			1本	16																																					